公　示

　独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。
　これら案件の選定に当たっては、一般競争入札（総合評価落札方式）を採用します。
　本公示に関する照会は調達部（Tel: 03-5226-6607）あてにお願いします。

注）本公示に係る入札説明書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構ＨＰの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

２０１３年8月１４日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清

【1. 技術提案書等提出の資格】
　以下の技術提案書等提出の資格には十分ご留意ください。
　技術提案書等提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。
資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）を参照願います。
　会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、技術提案書等提出の資格がありません。
　また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、技術提案書等提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。
・技術提案書等の提出締切日が資格停止期間中の場合、技術提案書等を無効とします。
・資格停止期間中に公示され、技術提案書等の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、技術提案書等を受付けます。
・入札会以前に資格停止期間が始まる案件の技術提案書等は無効とします。

【2. 入札説明書の配布】
　入札説明書及び配布資料等の配布については、上記1. に示す入札説明書提出の有資格者のみに限定します。
　平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、入札説明書等の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。
　また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。
　なお、入札説明書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。
　詳しくは、機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3．情報の公開について】

本公示により、技術提案書等を提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、技術提案書等の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、技術提案書等の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。
（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名･住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：１　　　　　　　　国名：ベトナム　　担当：地球環境部
案件名：化学物質管理情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））

１　契約予定期間：2013年10月上旬～2014年2月下旬

２　参加要件
　海外における化学物質管理に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
　日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

３　参加資格のない社等
　特になし

４　今後の選定プロセス（予定）
(1) 入札説明書等配布依頼書受付期間：2013年8月28日から2013年8月30日17：00まで
　　　　　　　　　　※受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
　　　　　　　　　　※依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項２．参照）
(2) 入札説明書等ダウンロード期間：2013年8月28日から2013年9月2日23：59まで
　　　　　　　　　　※上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
(3) 技術提案書等提出：2013年9月13日12：00まで
　　　　　　　　　　※技術提案書等提出期限については、入札説明書に記載のものが最終のものとなります。
(4) 入札・開札　　　：9月下旬

５　業務の目的
　ベトナムにおいては、近年の飛躍的な経済成長に伴う工業化、都市化により、ハノイ、ホーチミン等の主要都市ならびに地方都市において環境汚染が深刻化している。このような状況下、ベトナム政府は1994年に環境保護法を施行(2006年に改正)し、水、大気、廃棄物等 に係る環境基準を整備した他、国レベルでの環境管理を強化することを目的に、2002年に天然資源環境省(MONRE)を設立した。また、2007年には化学品法を制定し、化学物質の一元的管理を目指し、商工省(MOIT)の傘下に化学品庁(VINACHEMIA)を設置した。
　こうした取組の推進は、国際的な化学物質管理の強化といった潮流に即したものである。化学物質管理は2006年の国際化学物質管理会議において「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」が採択されている。また、ベトナムを含むASEAN諸国の多くの国で、環境管理に関係した国際条約を批准している。こうした背景のもと、ベトナムにおける化学物質管理に対する取組は重要な課題として位置付けられている。
　また、日本の経済産業省、環境省両省は、ベトナムへの化学物質管理に関する支援を強化する方向にある。
　こうした状況下、平成25年度の要望調査でMOITから「工業化学物質管理強化プロジェクト」、MONREから「PRTR(汚染物質排出移動登録)構築支援プロジェクト」の要請が提出された。2007年の化学品法制定以降、ベトナム側における取組課題の重要性は増しているが、法律で定められている「国家化学物質リスト（National Chemical Inventory）」も作成されておらず、本法に基づいた取組状況について確認する必要がある。また、本法における行政的取組についても詳細な情報がない状況である。本分野に対する支援内容を検討するうえで、こうした情報を収集し分析することが求められており、今般、基礎情報収集・確認調査を行う。

６　業務の範囲及び内容
　本業務においては、ベトナム国ハノイ市及びパイロット調査対象都市を対象として以下の業務を実施する。
(1) 国内準備作業
　ア　既存情報収集・調査計画の検討
　イ　インセプションレポート案の説明・協議
　ウ　質問票案等の作成及び現地調査準備
(2) 現地調査
　ア　キックオフ協議への参加
　イ　化学品法に基づく施策の執行状況の確認
　　　（化学品法／VINACHEMIAの体制等／MONREの取組み／民間企業ヒアリング）
　ウ　要請内容の背景確認（体制／課題／所掌／環境保護法改定案等）
　エ　ベトナムにおける化学物質の使用状況に関する基礎情報の整理及び課題の確認
　　（選定したパイロット都市における現地関連企業に対するパイロット調査（アンケート調査）実施を含む）
　オ　ベトナムに対する化学物質管理／PRTR分野の今後の支援の方向性案の検討
　　　（フィードバックセミナー実施含む）
(3) 帰国後国内作業
　ア　調査結果のとりまとめ、ファイナルレポートの作成

７　成果品等
(1) インセプションレポート（2013年10月下旬）
(2) ファイナルレポート（2014年1月下旬）

８　主要な分野及び評価対象予定者
(1) 総括／化学物質管理１（評価対象予定者）
(2) 化学物質管理２

９　特記事項
・本案件については、一般競争入札（総合評価落札方式）により契約相手方を選定する予定です。

注：本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。